

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日は、
翌日の翌日)

目 次

◇条 例 鳥取県税条例の一部を改正する条例(税務課)

公布された条例のあらまし

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 県民税に関する事項

- 1 総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額が三十四万円(現行三十二万円)に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額(控除対象配偶者又は扶養親族を有する場合には、当該金額に九万円を加算した金額)以下である者については、県民税の所得割を課さないものとすることとした。(附則第五条関係)
- 2 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例について、その適用期間を平成五年度(現行平成三年度)

まで延長することとした。(附則第十二条関係)

- 3 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合及び特定市街化区域農地等を譲渡した場合の課税の特例について、その適用期間を平成四年度(現行平成三年度)まで延長することとした。(附則第十四条、第十五条関係)

- 4 法人税の税率の改正に伴い、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例におけるみなし法人所得に対する税率等について所要の整備を行うこととした。(附則第十条関係)

二 不動産取得税に関する事項

- 1 新築した住宅の取得がなされたものとみなされる日に係る特例措置について、特例期間を七月とする緩和措置を廃止することとした。(附則第十九条関係)

- 2 日本国有鉄道清算事業団がその業務として新築して譲渡する家屋について、みなし取得の特例措置を講じることとした。(第六十一条関係)

三 自動車税に関する事項

- 1 一定の精神障害者又はその者と生計を一にする者が所有する自動車で、当該精神障害者のためにその者と生計を一にする者が運転するものについて、課税を免除することとした。(第一百六条関係)

- 2 昭和五十四年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック又はディーゼルバスを完全廃車して一定期間内に取得した昭和六十三年自動車排出ガス規制又は平成元年自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスに対して課する自動車税の

税率は、平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、本則税率の二分の一とすることとした。(附則第二十二條関係)

3 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期間を平成三年度(現行平成元年度)まで延長することとした。(附則第二十二條関係)

四 自動車取得税に関する事項

1 一定の精神障害者又はその者と生計を一にする者が取得した自動車で、当該精神障害者のためにその者と生計を一にする者が運転するものについて、課税を免除することとした。(第百三十五條の四関係)

2 昭和五十四年自動車排出ガス規制前のディーゼルトラック又はディーゼルバスを完全廃車して一定期間内に取得した昭和六十三年自動車排出ガス規制又は平成元年自動車排出ガス規制に適合するトラック又はバスの当該取得に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、現行税率から百分の一を控除した率とすることとした。(附則第二十四條関係)

3 平成五年三月三十一日までの間に行われた自動車の取得に係る免税点を五十万円(現行三十万円)に引き上げることとした。(附則第二十四條関係)

4 国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて一般乗合旅客自動車運送事業等を経営する者が取得した一定

の一般乗合用のバスの取得に係る非課税措置の適用期限を平成四年三月三十一日(現行平成二年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二十四條関係)

5 メタノール自動車に係る税率の特例措置の適用期限を平成四年三月三十一日(現行平成二年三月三十一日)まで延長することとした。(附則第二十四條関係)

五 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

六 施行期日等

1 この条例は、平成二年四月一日から施行することとした。
2 所要の経過措置を講じることとした。

条 例

鳥取県条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例第十五号

鳥取県条例の一部を改正する条例

鳥取県条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次の

ように改正する。

第六十一条第二項中「住宅・都市整備公団」の下に「、日本国有鉄道清算事業団」を加える。

第一百六条第五号及び第三百三十五条の四第三号中「精神薄弱者」を「精神障害者」に改める。

附則第五条中「三十二万円」を「三十四万円」に改める。

附則第十条第一項第一号中「百分の二十五・六」を「百分の二十八」に、「百分の三十六・七」を「百分の三十七・五」に改め、同条第二項第二号中「百分の七十」を「百分の六十七」に、「百分の五十七」を「百分の五十六」に改め、同条第三項第二号中「百分の三十」を「百分の二十八」に、「百分の四十二」を「百分の三十七・五」に改める。

附則第十二条第一項中「平成三年度」を「平成五年度」に改める。

附則第十三条第一項中「第三十七条第五項」を「第三十七条第六項」に改める。

附則第十四条第一項及び第二項並びに附則第十五条第一項中「平成三年度」を「平成四年度」に改める。

附則第十九条を次のように改める。

第十九条 削除

附則第二十二條第一項中「平成元年度分及び」を削り、「平成元年度分」を「同年度分及び平成三年度分」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準」を「排出ガス保安基準」に、「附則第三十二條第七項」を「附則第三十二條第五項」に、「附則第二十四條第六項」を「附則第二十四條第五項」に、「昭和五十九年条例第十二号」を「鳥取県税条例の一部を改正する条例」

昭和五十九年三月鳥取県条例第十二号)」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 道路運送車両法第四十一条の規定により昭和六十三年十二月一日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止上の技術基準(以下本条及び第二十四條第四項において「排出ガス保安基準」という。)に適合する自動車で法附則第十二條の第三項の自治省令で定めるもの(以下本項及び第二十四條第四項において「昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車」という。)に対して課する自動車税の税率は、道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で法附則第十二條の第三項の自治省令で定めるものにつき同項の自治省令で定める期間内に道路運送車両法第十五條第一項の申請に基づき抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車を取得した場合には、当該昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車に対し当該取得した者に課する平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、第一百十條の規定にかかわらず、一台について、同条に定める額に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、当該二分の一を乗じて得た額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

3 道路運送車両法第四十一条の規定により平成元年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合する自動車で法附則第十二條の三第五項の自治省令で定めるもの(以下本項及び第二十四條第四項において「平成元年自動車排出ガス規制適合車」という。)に対して課する自動車税の税率は、道路運送車両法第四十一条の規定に

より昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で法附則第十二条の第三項の自治省令で定めるものにつき同項の自治省令で定める期間内に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして平成元年自動車排出ガス規制適合車を取得した場合には、当該平成元年自動車排出ガス規制適合車に対し当該取得した者に課する平成二年度分及び平成三年度分の自動車税に限り、第一百十条の規定にかかわらず、一台について、同条に定める額に二分の一を乗じて得た額とする。この場合において、当該二分の一を乗じて得た額に百円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。

附則第二十四条第一項中「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第三項中「附則第三十二条第四項」を「附則第三十二条第三項」に、「平成二年三月三十一日」を「平成四年三月三十一日」に改め、同条第四項及び第五項を削り、同条第六項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和四十九年四月一日」を「平成二年四月一日」に、「三十万円」を「五十万円」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 昭和六十三年自動車排出ガス規制適合車又は平成元年自動車排出ガス規制適合車の取得に対して課する自動車取得税の税率は、道路運送車両法第四十一条の規定により昭和五十四年四月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合しない自動車で法附則第三十条第四項の自治省令で定めるものにつき同項の自治省令で定める期間内に道路運送車両法第十五条第一項の申請に基づく抹消登録を受けた者が、当該自動車に代わるものとして昭和六十三年自動車排出ガス規制

適合車又は平成元年自動車排出ガス規制適合車を取得した場合には、当該取得が平成二年四月一日から平成四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第三百三十五条の六及び第二項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第二項に定める率から百分の一を控除した率とする。

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二年四月一日から施行する。

(個人の県民税に関する経過措置)

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例(以下「新条例」という。)附則第五条及び附則第十条第一項から第三項までの規定は、平成二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成元年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第十条第一項から第三項までの規定の適用については、平成二年度分の個人の県民税に限り、同条第一項第一号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十七・三」と、同条第二項第二号中「百分の六十七」とあるのは「百分の六十八」と、同条第三項第二号中「百分の二十八」とあるのは「百分の二十九」と、「百分の三十七・五」とあるのは「百分の四十」とする。

(不動産取得税に関する経過措置)

第三条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

2 この条例による改正前の鳥取県税条例附則第十九条の規定は、施行日前に新築された同条の住宅については、なおその効力を有する。

(自動車税に関する経過措置)

第四条 新条例第十六条及び附則第二十二條(同条第二項及び第三項を除く。)の規定は、平成二年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成元年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第二十二條第二項及び第三項の規定は、施行日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税について適用し、施行日前に取得された自動車に対して課する自動車税については、なお従前の例による。

(自動車取得税に関する経過措置)

第五条 新条例第三十五條の四及び附則第二十四條の規定は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。